

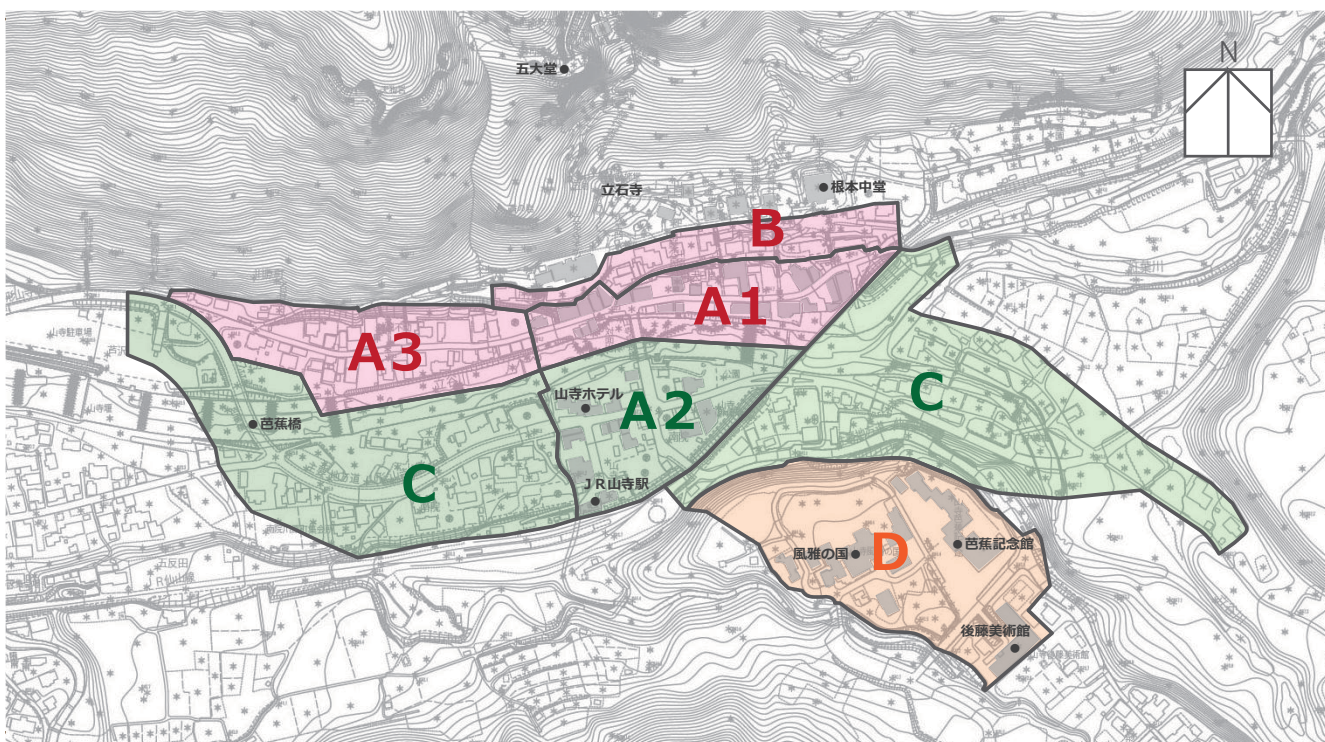
山寺景観重点地区における 屋外広告物に関する規制内容について

山形市では、市を代表する観光地の一つに数えられる山寺地区（川原町・南院地区）について、良好な景観形成を推進することを目的に令和3年3月に「景観重点地区」に指定しました。

景観重点地区においては、建築物等の景観形成と一体となって、より積極的かつ重点的に屋外広告物の景観形成に取り組むため、屋外広告物設置基準を定めています。

屋外広告物の規制対象エリア

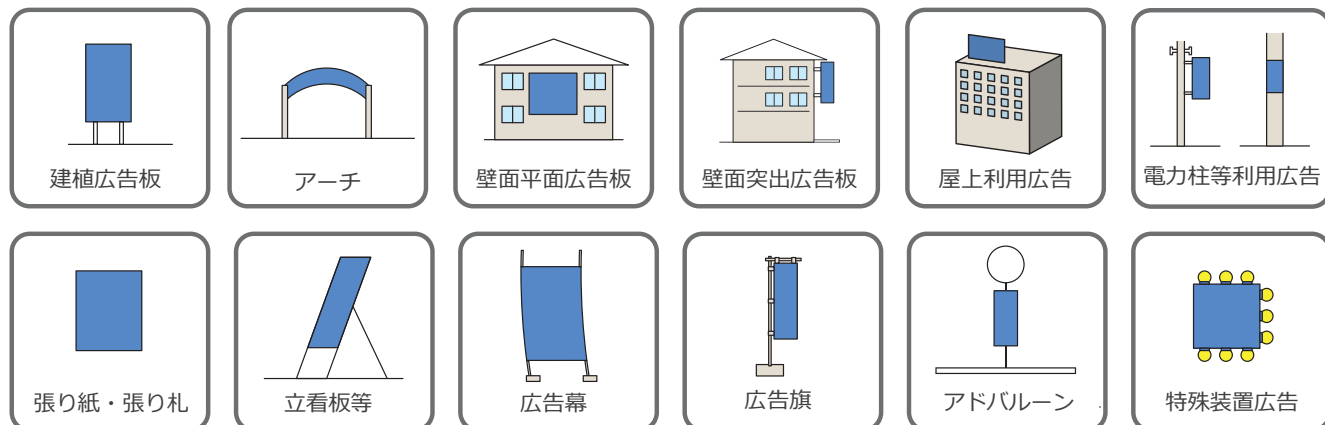
以下の図に示すエリア（山寺景観重点地区）が規制対象となります。



規制対象となる屋外広告物の区分・種類

山寺景観重点地区では、元々、山形市屋外広告物条例により自家広告物と案内広告しか設置ができないなど比較的に厳しいエリアとなっていたましたが、それに加え、屋外広告物の種類に応じた色や形状、素材などについて新たに設置基準を設けました。

●規制対象となる屋外広告物の種類



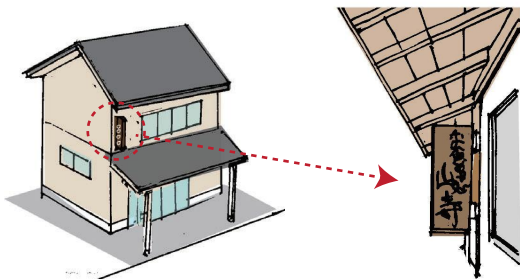
屋外広告物を新設・改修される場合

新しく屋外広告物の設置を予定している場合、または、老朽化した屋外広告物を改修する予定がある場合は、あらかじめ、山形市まちづくり政策部まちなみデザイン課（☎023-641-1212（内線 516））、もしくは、川原町・南院まちづくり協議会までご相談ください。

山寺景観重点地区の主な屋外広告物の設置基準

※詳細は、「景観法に基づく行為の届出に係るガイドライン」をご覧ください。

●サインの設置について



- 屋上利用広告を設置せず、屋根に文字などを書かないこと。
- 店舗などの看板の種類は袖看板を基本とすること。
- 壁面看板・サインなどは、景観に調和すると認められる場合を除き、原則として設置しないこと。
- 1階軒上の看板や2階壁面に吊り下げた看板を設置しないこと。

●駐車場サインについて

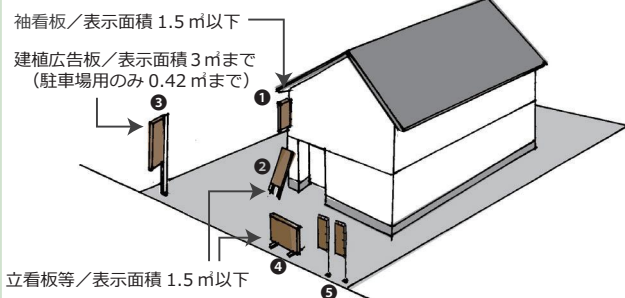


駐車場看板の意匠・色彩を揃える

- 建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。
- 建植広告板などの大きさ・高さを隣接する広告物と揃えるなど、連続性を意識すること。
- 自然景観に配慮し、周辺の山並みと調和する形態とすること。

●規模について

①+②+③+④+⑤の合計
表示面積／15㎡以下



- 敷地単位での広告物全体の合計表示面積を15㎡以下とし、かつ看板の種類ごとの基準を満たすようにすること。

●素材について



自然素材（木材）を活用した看板

- 周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材（木材など）を用いるよう努めること。
- 反射率の高い素材は使用しないこと。

お問合せ

●山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 TEL : 023-641-1212（内線512） FAX : 023-624-8903

E-mail : machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp

●公式ホームページ URL : <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp>